五　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

［一　略］

改正後

区分	通信の種類	当該区域に係る地域の名称	は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～七　略］					
八	削除				
九	放送業務用	［略］	［略］	［略］	［略］
［一〇～五四　略］					

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［一　略］

改正前

区分	通信の種類	当該区域に係る地域の名称	は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～七　同上］					
八	放送業務用	㈠　愛知県名古屋市東区東桜一丁目一三番三号（一〇七・九） ㈡　愛知県海部郡弥富町大字上野二番一八号（五二・三）	〇	一三・〇	五〇
九	同右	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［一〇～五四　同上］					

［一　同上］

改正後

区分	通信の種類	当該区域に係る地域の名称	は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～七　同上］					
八	放送業務用	愛知県 名古屋市 東区　東桜 中区　新栄町、栄、大須、松原 中川区　山王、尾頭橋、露橋、五女子、五女子町、二女子町、八熊通、八神町、元中野町、清川町、清船町、上脇町、丸米町、八家町、太平通、葉池町、北江町、昭和橋通、法蔵町、畑田町 港区　正徳町、正保町、小碓、入場、当知、甚兵衛通、高木町、惟信町、西川町、多加良浦町、藤高、藤前	〇	一三・〇	五〇
九	同右	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［一〇～五四　同上］					